

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年和歌山県条例第 12 号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 12 月 11 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 26 年 2 月 28 日付け海建用第 85-1 号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成 26 年 3 月 13 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」理由で本件処分を行ったのは

矛盾するので取消しを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 知事が同意した土地所在図、財務事務所長が同意できないが異議無し文を出した土地所在図と海草振興局長が公印を押して提出した土地所在図は別地図である。
- (2) 知事及び財務事務所長、各地権者が同意した土地所在図は法務局に提出している公図訂正原本とは異なるから、和歌山県は公図訂正申し出を直ぐに取り下げ、提出原本で改めて同意書を取り直す必要がある。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人が「公図訂正に関する原本は、同意書添付土地所在図と異なる。」と主張する点は、水路に接する3か所の地番が閉じられているが、閉じられていないかという点であり、現在法務局に備え付けられている土地所在図(異議申立人が「原本」としているもの)は水路が閉じられているものである。

実施機関は、水路の閉じられていない土地所在図を同意書に添付し、関係地権者から同意を得て、地図訂正の申出を行っているため、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行った。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関の説明によると、異議申立人が原本としている土地所在図は法務局に備え付けられている水路の閉じられたものとのことである。

実施機関は、過去に諮問第 92 号における審議の中で、「法務局においては現地調査を行う中で、例えば池と水路の境に閉じる線を記載しなければ、池から水路がつながり同じ番地だと解釈される場合もあるため、職権で追加する場合もある。」との説明を行っており、当審査会は、同号の答申においては「通常法務局における事務では現地調査を行う中で職権で変更等を行う場合もあるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない」と判断した。本件においてもこの判断を覆す事情は見当たらない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

## 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 26 年 3 月 19 日	○諮問（実施機関）
平成 26 年 4 月 17 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 5 月 8 日	○審議
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 30 年 11 月 14 日	○審議
平成 30 年 12 月 4 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 1 月 8 日	平成 13 年 3 月 23 日付字東山田、字北原、字東山に関する公図訂正に関する原本は、同意書添付土地所在図と異なる。原本について承諾された全地権者の同意書。